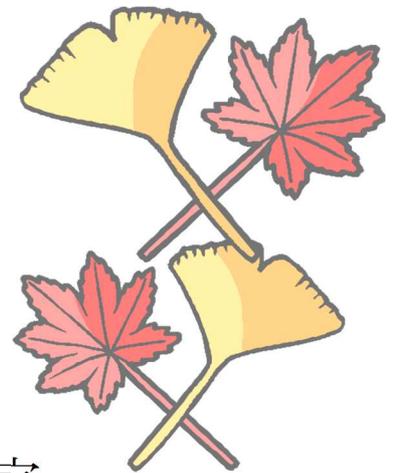


東久留米市宅地開発等に伴う 公園等整備基準



平成18年1月制定

東久留米市都市建設部都市計画課

令和2年4月最終改正

東久留米市環境安全部環境政策課

東久留米市宅地開発等に伴う公園等整備基準	・ ・ ・ ・	1
基準別表第1〔技術的指針〕	・ ・ ・ ・ ・	2
1. 計画条件		
2. 技術的細目		
基準別表第2〔図書の作成手順〕	・ ・ ・ ・ ・	15
1. 図書作成にあたっての注意点		
2. 事前協議に必要な図書		
3. 協議・同意申請に必要な図書		
4. 工事完了届及び検査願いに必要な図書		
5. 移管手続きに必要な図書		
6. 提出方法と部数について (電子データの提出)		
概要書及び調書	・ ・ ・ ・ ・	23
参 考 図	・ ・ ・ ・ ・	28

東久留米市宅地開発等に伴う公園等整備基準

(目的)

- 1 東久留米市宅地開発等に伴う公園等整備基準（以下「基準」という。）は、東久留米市宅地開発等に関する条例（平成 17 年 9 月 26 日条例第 28 号。以下「宅開条例」という。）及び東久留米市宅地開発等に関する条例施行規則（平成 17 年 9 月 26 日規則第 32 号。以下「宅開規則」という。）の定めに基づき、技術的指針及び手続きを定めることにより円滑な公園整備を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 この基準においての用語の定義は、宅開条例第 2 条に掲げるものとする。

(適用範囲)

- 3 この基準の適用範囲は、宅開条例第 25 条の規定により、開発面積が 3,000 平方メートル以上の場合で、設置・整備すべき公園がある場合に適用する。

(技術的指針)

- 4 事業者は、技術的指針（基準別表第 1）により公園等の計画、設計及び施行するものとする。

(図書の作成)

- 5 事業者は、宅開規則第 9 条別表第 2、同第 17 条別表第 3、同第 21 条 3 別表第 4、同第 24 条別表第 5、同第 24 条 2 別表第 6 の規定により提出すべき図書は、図書の作成手順（基準別表第 2）により作成及び提出するものとする。

(疑義等)

- 6 本基準に定めのない事項は、宅開条例及び宅開規則の規定を準用するものとする。

付 則（平成 17 年 12 月 28 日）

本基準は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 2 月 26 日）

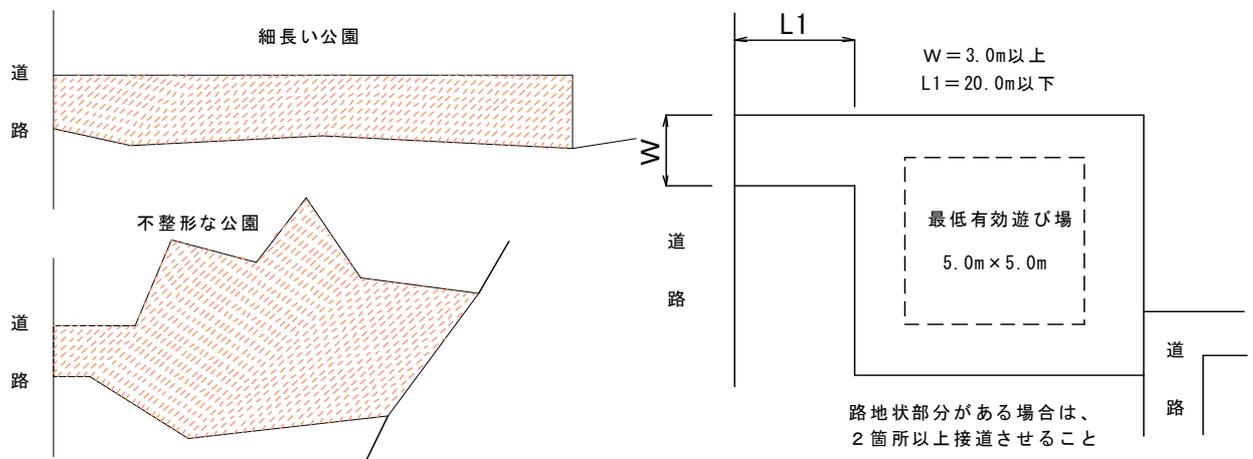
本基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

基準別表第1 [技術的指針]

1. 計画条件

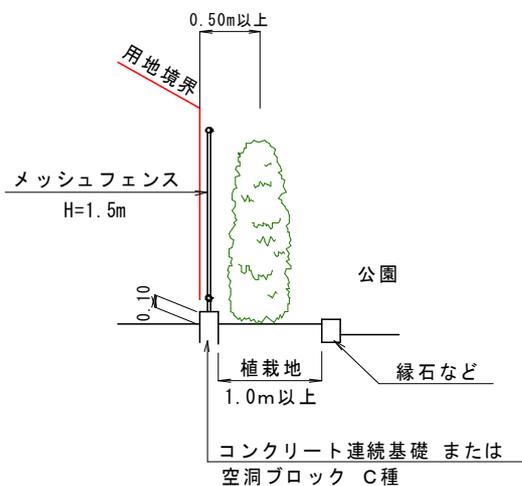
公園等の計画を行うに当たり、基本的な条件を示す。

1. 公園の面積は、開発区域の6%以上とする。
2. 公園となる場所の地勢は出来る限り平坦で有ること。
3. 敷地の形状は、整形されたもので極端に細長いもの、路地状延長の長いものなどは避けること。



4. 500 m²を超える公園については、2箇所以上の出入り口を設けること。
5. 公園面積が 3000 m²以上の場合は公衆便所の設置を行うこと。
6. 公園用地の周囲は、境界に沿ってフェンスを設置すること。
7. フェンス基礎は空洞ブロックなどを用いた連続基礎とすること。

境界沿い植栽地



メッシュフェンスの規格

主 柱	φ50.8×1.6 以上
パネル	ハイテンション線 φ4.0以上
	メッシュ間隔 40×125内外
塗 装	下塗りを施してうえで静電粉体塗装を行う
塗装色	ブラウン
強 度	JIS A 6518の基準を満たすこと

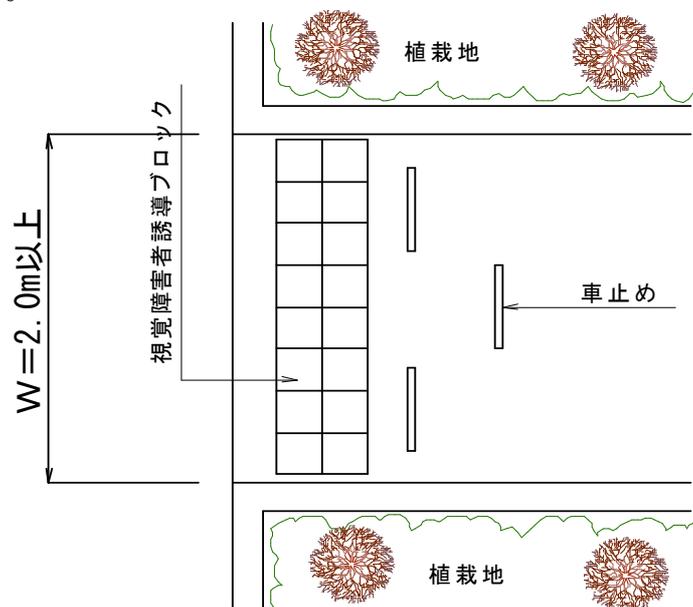
8. 遊戯施設や便益施設などの配置計画は、施設が有効に利用できるように配置を行うこと。
9. 幼児と児童の体格差を考慮し遊びのスペースを明確にして運動能力差による事故が起きない様十分配慮すること。
10. 利用者が一定年齢層に偏る事の無い計画とすること。
11. 高齢者や、身障者の方が安全に利用できるような、配置計画とすること。
12. 雨水排水は公園内で処理を行い、公園外への流出は行はないこと。
13. 近隣住民への十分な配慮を行うこと。
14. 公園等には「園名板（構造図参照）」を設置（面積によっては複数箇所）すること。

2. 技術的細目

公園設計において代表的な施設の設計基準を示す。

1) 出入り口について

- ・公園の出入り口は、段差を付けない事を原則とするが、側溝などに接し段差をなくすことが不可能場合は、2cm以下の段差にすること。
- ・入り口の有効幅員は2.0m以上（間口は面積により考慮する）とすること。

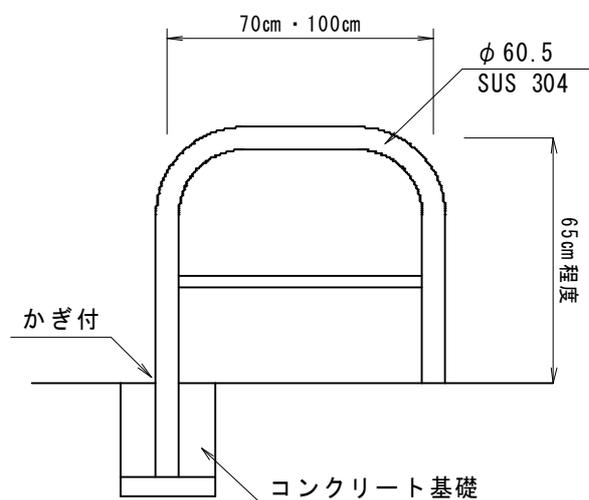


- ・道路と公園との間に段差がある場合は5%以下の勾配で摺り付けること。ただし、構造や敷地の形状などによりやむを得ない場合は8%以下とする。
- ・スロープには手すりを設置すること。
- ・直接車道に接する場合は、点状ブロックを敷設すること。
- ・舗装材は雨天に水溜りが出来にくく、滑りにくい素材を使用すること
- ・公園出入り口に、清掃施設が隣接する場合は、幼児・児童等の道路への飛び出し事故防止策として、清掃施設のブロック積み段数を3段程度低くするなどして視認性を向上させ安全確保を図ること。

2) 車止めについて

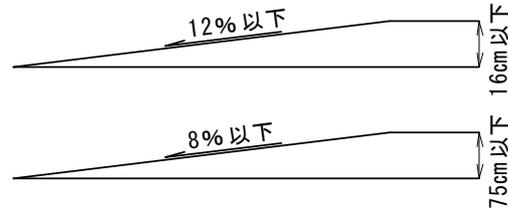
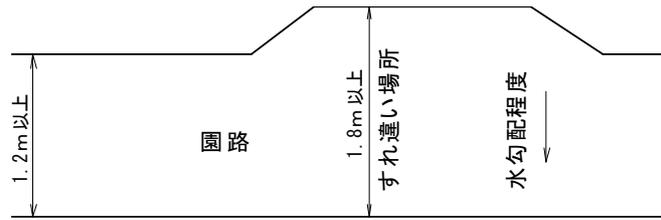
- 車止めの材質は、ステンレス製を標準とするが、景観、機能などに配慮して決定すること。
- 車止めを設置する場合は、車椅子の通行が可能な配置とすること。
- 視覚障害者の誘導に配慮をした配置とすること。
- オートバイの進入を抑制する車止めなども考慮すること。
- 可動式車止めは、南京錠にて取り外し可能なものとする。
- 南京錠は市指定の番号とする。(担当課に確認すること)

車止め標準図



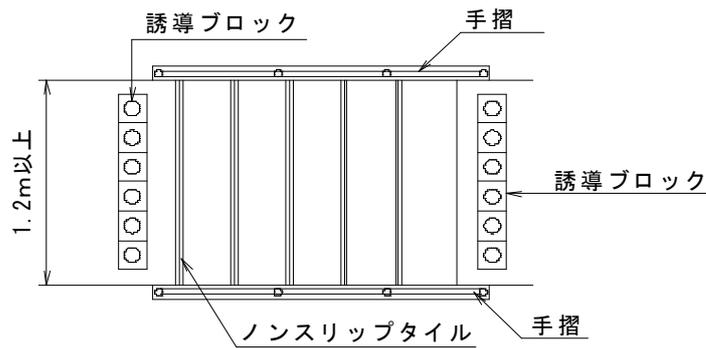
3) 園路について

- 園路の有効幅員は 1.2m以上とすること。
- 有効幅員が 1.8m未満の場合は、1.8m以上のすれ違い箇所を適宜設けること。
- 園路内に段差を設けないこと。
- 縦断勾配は 4%以下を標準とする。
ただし、高低差が 16 cm以下の場合は 12%、75 cm以下の場合は 8%以下とする。
- 横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平とする。
- 縁石などにより段差が生じる場所では 2 cm以下とする。
- 舗装材は雨天に水溜りが出来にくく、滑りにくい素材を使用すること。

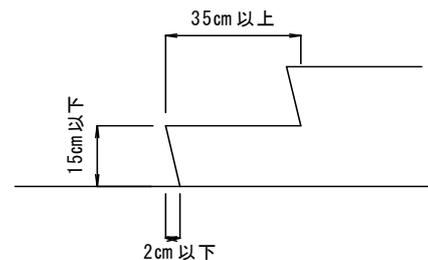
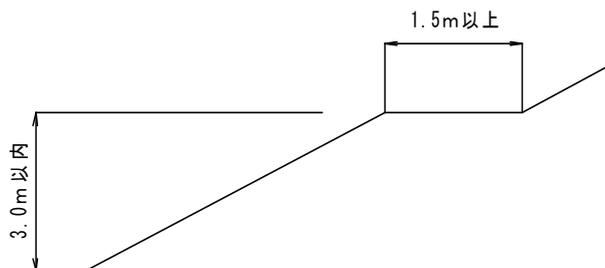


4) 階段について

- ・階段の有効幅員は1.2m以上とすること。
- ・手すりは両側に設けること。



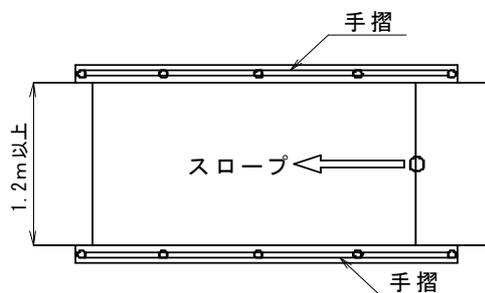
- ・始終点と高低差3.0m以内に長さ1.5m以上の踊り場を設けること。
- ・階段鼻には識別しやすい色のノンスリップを設けること。
- ・始終点部分に誘導ブロックを設置すること。
- ・階段の形状は、け上げ15cm以下、踏面35cm以上、け込み2cm以下とする。



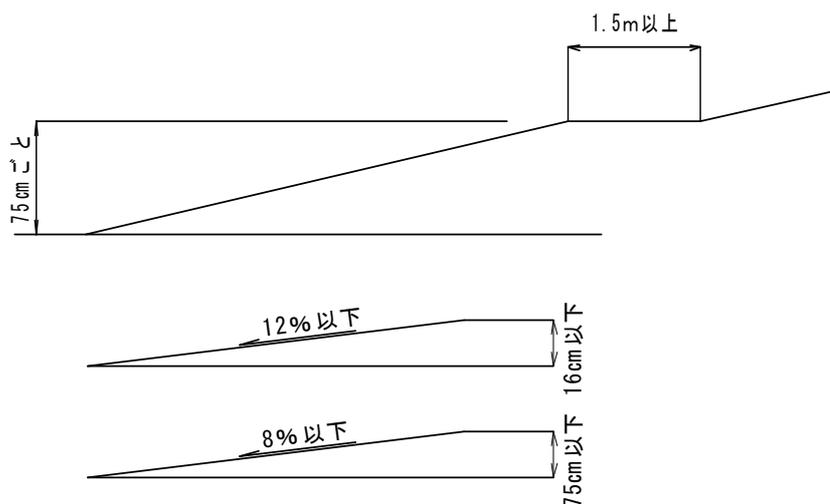
- ・同一階段内での階段寸法は一定とする。

5) 傾斜路（スロープ）について

- ・有効幅員は 1.2m以上とすること。
- ・手すりは両側に設けること。



- ・縦断勾配は 5%以下を標準とする。
ただし、高低差が 16 cm以下の場合には 12%、75 cm以下の場合には 8%以下とする
- ・始終点と高低差 75 cmごとに長さ 1.5m以上の踊り場を設けること。



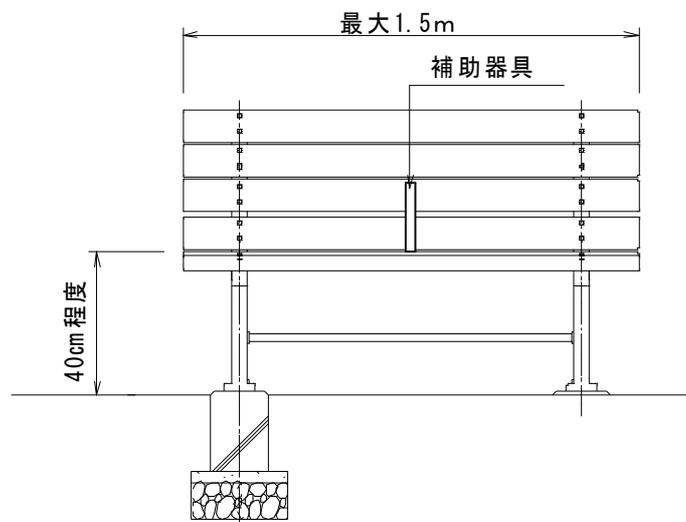
- ・舗装材は雨天でも滑りにくい素材を使用すること。

6) 雨水排水について

- ・雨水排水は宅開条例第 27 条 3 項の規定により、原則公園内で処理すること。
- ・代表的な処理方法は、浸透井戸、浸透枡、トレンチなどが有る。
- ・降雨強度は宅開規則第 30 条の規定により、5 年確立を使用する。
- ・浸透係数はローム、黒ぼく 0.3 mm/sec 砂礫 0.4 mm/sec 砂利層 0.7 mm/sec とする。
- ・浸透枡、トレンチでは浸透係数 砂利層 0.7 mm/sec は用いない。
- ・計算方法、計算式は東京都都市整備局編 「都市計画法・宅地造成等規制法 開発許可関係実務マニュアル」を参照すること。
- ・排水溝、排水枡の蓋はステンレス製グレーチング（細目・格子）蓋を用いること。

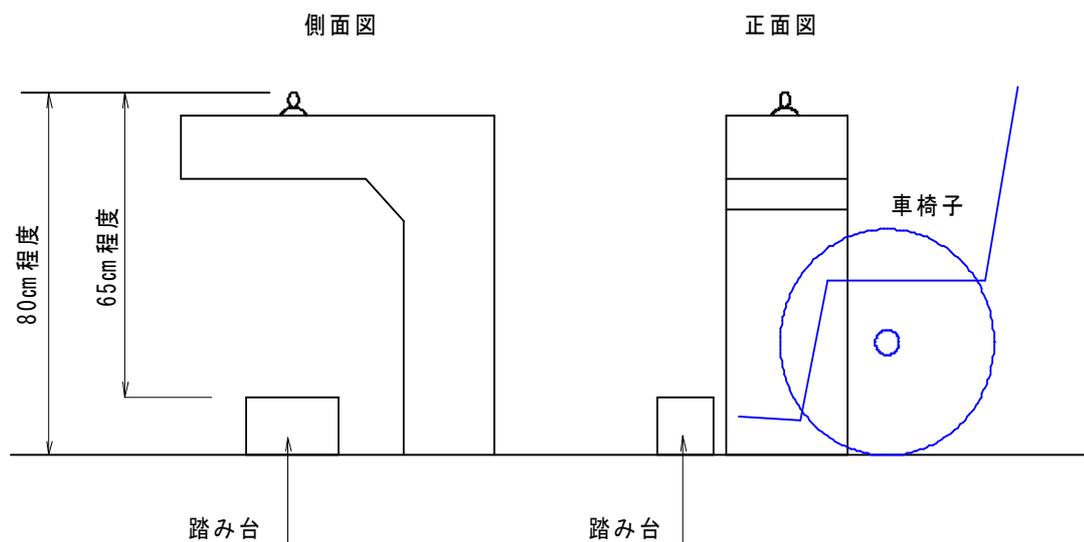
7) 休息施設について

- ・ベンチ、腰掛の座面高さは、40 cm 程度を標準とする。
- ・杖を使用した方や、高齢者の一時休息施設として、レストバー式の休息施設も設けること。
- ・ベンチの最大長さは 1.5m とする。
- ・ベンチには立ち上がり補助器具として肘掛を設置すること。
- ・連続したベンチに、立上り補助器具を設置する場合の間隔は最大 1.5m とする。
- ・植樹枡、土止め壁を休息施設として利用する場合も上記基準に順ずること。



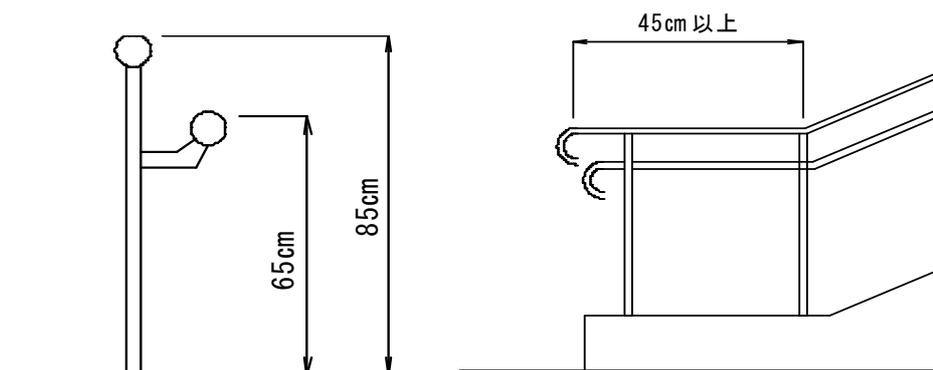
8) 散水栓について

- ・散水栓は、公園内に必ず設置すること。
- ・水道局への申請手続きなどの必要事項は、事業者が行い宅開条例19条2の規定による移管手続き完了後に東久留米市に引継ぐこと。
(手続き方法等は、担当課に確認すること。)
- ・散水栓の設置場所は、計画施設、植栽地の配置を十分考慮し決定すること。
- ・散水栓の構造は、蓋付きの散水栓ボックス（蓋は鍵付き）を用いて、散水栓蛇口は、鍵式を用いること。
- ・水飲みの設置は担当課と協議を行い決定すること。
- ・水飲みを設置する場合は下記による
- ・水飲みの設置場所は、車椅子でも利用できる場所に設置すること。
- ・水のみ形状は、飲み口までの高さ80cm程度とし、上向きに設置すること。
- ・子供用の飲み口は65cm程度の高さとする。
- ・飲み口が1つの場合は、高さ80cm程度とし、子供用に踏み台を設けること。
- ・車椅子での利用を考慮し下部にスペースを設けること。
- ・排水柵を設け、污水管に接続すること。
- ・蛇口は全てプッシュ式（自動停止装置）とする。



9) 手摺について

- ・手摺は原則として2段式とし、高さは85cmと65cmとする
- ・やむを得ない場合は1段とし、高さは80cmとする。
- ・壁面に取り付ける場合のあきは5cm程度とする
- ・階段及びスロープの起終点から45cm以上水平に延長し、端部は下方または壁面方向に曲げること。
- ・材質はステンレス製を標準とする。



10) 遊具等について

- ・公園の広さ、周辺環境に応じ、遊具、複合遊具及び健康器具の選定を行うこと。
- ・設置する遊具、複合遊具及び健康器具には、生産物賠償責任保険に加入していること。
- ・遊具、複合遊具及び健康器具の安全基準は、(社)日本造園施設業協会作成の安全基準またはそれと同等の安全基準を有していること。
- ・遊具、複合遊具及び健康器具の設置に当たっては、使用者の相互妨害を最小にするよう、安全域を含め配置に配慮すること。
- ・公園には原則として、少なくとも下記の施設を設置すること。

公園面積が 180 m²～500 m²の場合

遊具又は健康器具	2基
レストバー	1基
ベンチ	1基

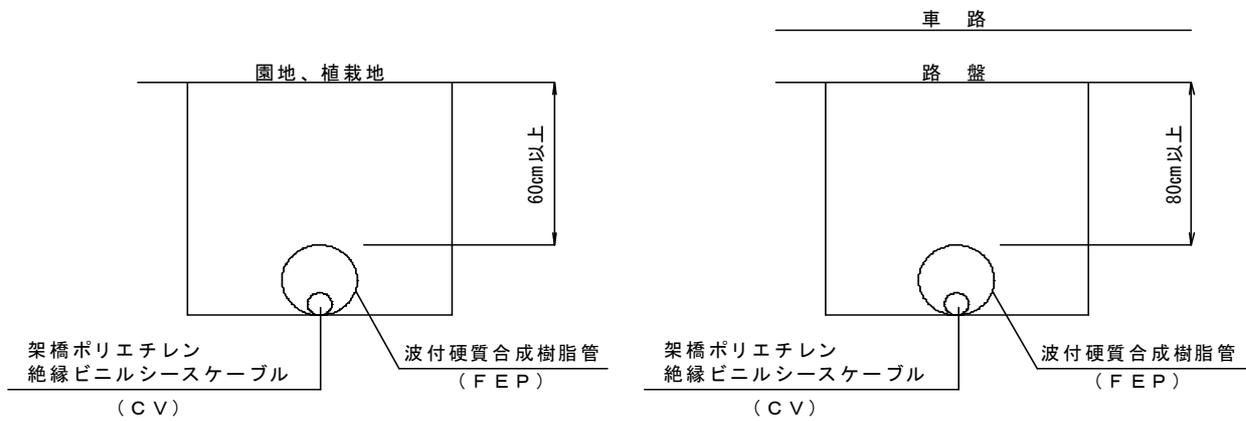
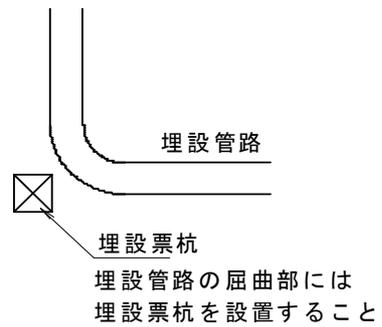
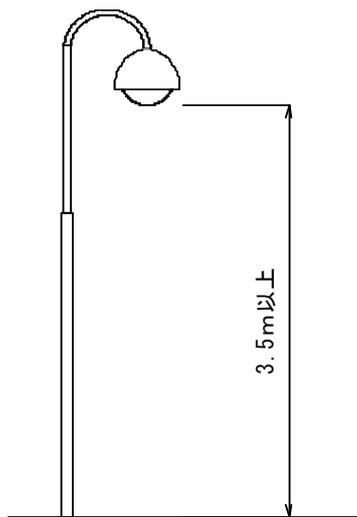
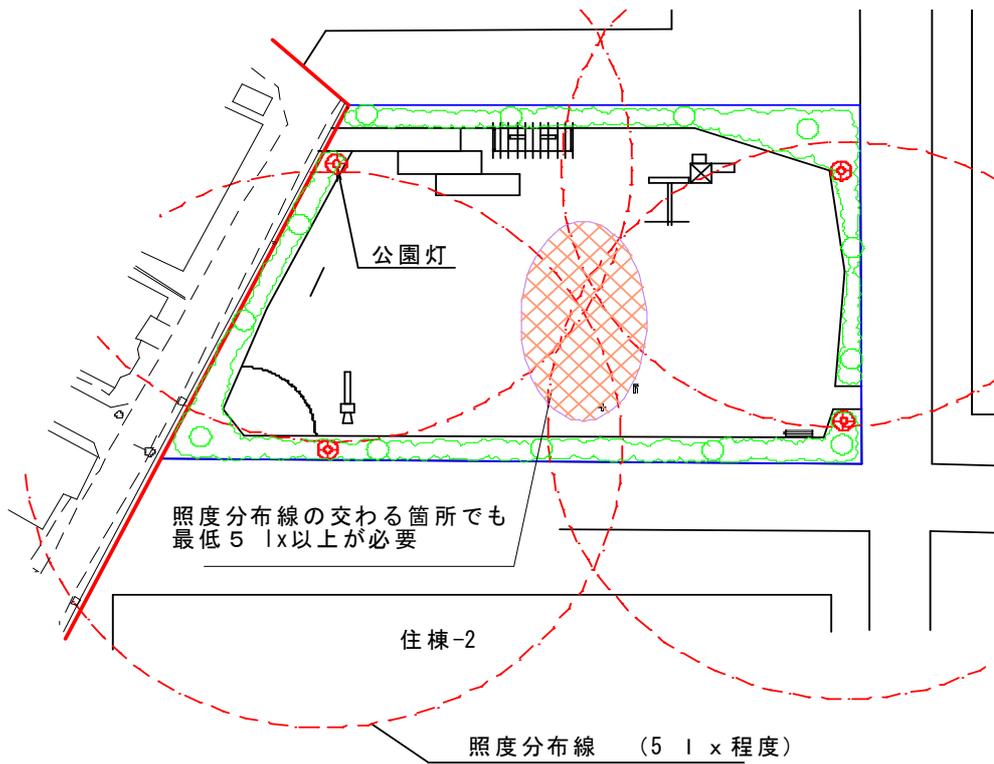
公園面積が 500 m²を超える場合（公園面積が 3,000 m²を超える場合は別途協議）

複合遊具又は健康器具	1基
レストバー	1基
ベンチ	2基
休息施設	1基

遊具、複合遊具、健康器具及び休息施設の種類・材質・形状等は担当課と協議し、承認を得ること。

11) 照明（公園灯）について

- ・公園には、必要な明るさを確保する公園灯を設置すること。
- ・東京電力㈱への申請手続きなどの必要事項は、事業者が行い宅開条例19条2の規定による移管手続き完了後に東久留米市に引継ぐこと。（手続き方法等は、担当課に確認すること。）
- ・電気設備の工事は「電気設備技術基準」（経済産業省）、
「内線規定」（日本電気協会）、「電気供給約款」（東京電力株式会社）
などの基準によること。
- ・電源の引き込みなど、東京電力(株)の判断による事項が多いので設計に際しては十分協議を行うこと。
- ・照明設備は公園内のみ独立して計画を行うこと。
- ・照明設備は電力メーター無し（定額）の取り扱いが受けられるよう協議すること。
- ・公園内の主な場所での照度は5～30lxとする。
- ・階段、スロープなど足元に注意を要する場所では照度にムラの無いように設置すること。
- ・階段部分の照度は20lx以上とする。
- ・灯具の高さは3.5m以上を標準とするが、設置場所、周辺環境に考慮し決定すること。
- ・電線は、地中配線とする。配管は波付硬質合成樹脂管（FEP）とする。
- ・配管の内径は、ケーブル外径の1.5倍以上を確保すること。
- ・埋設深さは、園地、植栽地などは管路の頂部と路面との距離は、60cm以上、車路は、路盤から80cm以上とする。
- ・ハンドホールなどは必要に応じて設置すること。
- ・配線は架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（CV）とする。
- ・照明器具の選定に当たっては、以下の事に注意し決定する事
 極端な明るさのムラを作らないこと。
 なるべくまぶしさの少ないこと。
 ほこり、虫などの汚れがつきにくく、落としやすいこと。
 破損しにくく、丈夫であること。
 昼夜間の景観に調和するデザインであること。
- ・平成10年に策定された「光害対策ガイドライン」に準拠すること。



12) 公衆便所について

- ・公園面積が 3000 m²を超える場合に計画を行い設置する。
- ・隣接地に、公衆便所を有する大規模な公園がある場合などは、担当課と協議し決定すること。
- ・公衆便所設置に伴う建築確認申請等の業務は、事業者が行うこと。
- ・公衆便所は、小使用、大使用、車椅子対応用（だれでもトイレ）、各 1 基以上を設ける。
- ・給水設備、排水設備、電気設備などの接続申請は事業者が行い、公衆便所本体を含め、宅開条例 19 条 2 の規定による移管手続き完了後に東久留米市に引継ぐこと。（手続き方法等は、担当課に確認すること。）うこと。

13) 植栽について

- ・植栽地の面積は、原則として公園面積の 4/10 以上を確保することが望ましい。
ただし、利用者の安全を図る必要があるために、緑地面積の確保が困難な場合は、担当課と協議を行いその面積を決定する。
- ・公園の敷地で道路に接する場所の 7/10 以上は樹木により緑化（低木緑化）を行うこと。
- ・植栽を行うに当たっては、将来の管理を考慮し、特殊な剪定や管理を必要とする樹木は避けること。
- ・病虫害の起こり易い樹木や、人体に危害を与える樹木の使用は避けること。
- ・周辺住民の生活に、影響を及ぼす可能性のある植栽計画は、行わないこと。
- ・植栽については「東京における自然の保護と回復に関する条例」に規定される公共緑地を含めることができる。（担当課と協議事項）

14) 園名板の設置について

- ・整備する公園には、園名板（市で定めた規格）を設置すること。

15) その他

この整備基準に定めるもののほか、公園等整備に必要な基準、規則は下記の手引きに準拠すること。

東京都福祉局 福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
東京都環境局 緑化計画の手引き
東京都都市計画局 宅地造成の手引き
東京都都市計画局 開発許可の手引き
都市計画法・宅地造成等規制法 開発許可実務マニュアル

基準別表第2 〔図書の作成手順〕

1. 図書作成にあたっての注意点

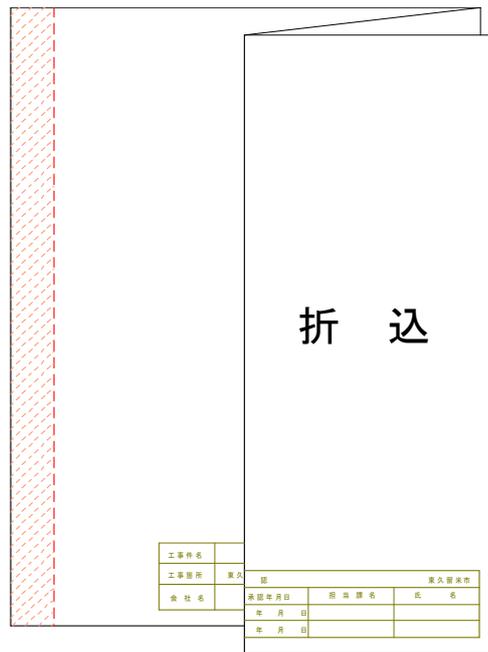
- ・ 図面の作成は、CAD（電子データ）を標準とします。（これによらない場合は事前に協議願います。）
- ・ 図面サイズは、A3（縮小不可）を標準とします。
- ・ 移管手続きに必要な図書は、電子データとしてCDに格納し提出してください。
- ・ 図面右下に市指定のタイトル版を入れてください。
- ・ 提出して頂く図面データは、ブロック図形などの使用は避けてください。
- ・ 特殊なCAD形式や書式は避けてください。
- ・ 計画地の標高を図面に表示してください。
- ・ 原則として標高は任意の仮水準点を設け、それを使用して構いません。ただし、周辺公共施設との取り合いなど、計画施設との間に影響がある場合は、担当課と協議を行い、必要と認められた場合は、担当より提示を受けた基準点を用いて表示を行なってください。
- ・ 仮水準点は、工事完了後も認知出来る計画地近くに設けてください。
- ・ 仮水準点の図面表示は、KBM-000.000 の様に表示してください。

綴じ代
2cm

A3サイズ

タイトル版

工事件名	図面名称	縮尺	承認		
工事箇所 東久留米市・・町・丁目・番地	図面番号		承認年月日	担当者名	氏名
会社名			平成 年 月 日		
			平成 年 月 日		



2. 事前協議に必要な図書

宅開条例 第 11 条の規定による、事前協議申請に添付する図面は、下記の内容を記載した図面とする。

提出図書

	図書の種類	縮尺
1.	位置図・案内図	1/2,500以上
2.	現況図	1/250以上
3.	土地利用計画図	1/250以上
4.	求積図	1/250以上
5.	計画図	1/250以上
6.	現況の写真	

※図面縮尺や図書の内容は担当課と協議（他の申請と重複する場合は省略可）

1. 位置図・案内図 (参考図－ 1)
開発を行う場所を示した図面図上に計画位置、方位を示してください。
計画地の住居表示を記載してください
2. 現 況 図 (参考図－ 2)
現在の敷地の状態が分かる図面
工作物（建物、道路など）や既存樹木の有無を示してください
3. 土地利用計画図 (参考図－ 3)
公園（緑地）の土地利用を示した図面
植栽範囲、広場、出入り口などを表示
4. 求 積 図 (参考図－ 4)
公園（緑地）の土地利用面積を示した図面
三斜面積計算を標準とします
座標、CADによる求積も可とします
5. 計 画 図 (参考図－ 5)
公園内の施設、植栽地などの範囲を示した図面
遊具、休息施設などを表示した図面と、植栽を示した図面に 別けて記載しても可
6. 現況の写真
計画地全景、周辺道路、公園予定地などの写真
A 4 サイズ縦に 4 枚程度
デジタル写真を原則とする。
撮影箇所を示した図面を添付してください

3. 協議・同意申請に必要な図書

宅開条例 第14条、第1項の規定による、協議・同意申請書に添付する 図
面は、下記の内容を記載した図面とする。

提出図書

	図書の種類	縮尺
1.	位置図・案内図	1/2,500以上
2.	施設平面図	1/250以上
3.	植栽平面図	1/250以上
4.	構造図・詳細図	1/50以上

※図面縮尺や図書の内容は担当課と協議（他の申請と重複する場合は省略可）

1. 位置図・案内図 （参考図－1）

事前協議で使用した図面を添付してください

2. 施設平面図 （参考図－6）

管理施設、修景施設、遊戯施設、休養施設、便益施設などの
計画を

示した図面

（管理施設などの内容は“都市公園法 第四条 公園施
設の種類”を参照してください

3. 植栽平面図 （参考図－7）

樹木の配置、使用樹種、規格寸法、本（株）数を
示した図面

4. 構造図・詳細図

舗装、土止め壁、縁石、ベンチなどの構図・詳細を
示した図面

4. 工事完了届及び検査願いに必要な図書

宅開規則 第 21 条、第 2 項の規定により、工事完了届及び検査願いに添付する図面は、下記の内容を記載した図面とする。

提出図書

	図書の種類	縮尺
1.	位置図・案内図	1/2, 500以上
2.	施設平面図	1/250以上
3.	植栽平面図	1/250以上
4.	構造図・詳細図	1/50以上

※図面縮尺や図書の内容は担当課と協議（他の申請と重複する場合は省略可）

1. 位置図・案内図 （参考図－1）

事前協議で示した図面を添付してください

2. 施設平面図 （参考図－6）

協議・同意申請により施工した出来形図を提出してください

3. 植栽平面図 （参考図－7）

協議・同意申請で示した植栽計画の竣工図を作成してください。

4. 構造図・詳細図

協議・同意申請で示した構造の竣工図を作成してください。

5. 移管手続きに必要な図書

宅開条例 第 19 条、第 2 項の規定で定める移管の手続きに必要な図書は以下の通りとする。

提出図書

	図書の種類	縮尺
1.	位置図・案内図	1/2,500以上
2.	施設平面図	1/250以上
3.	植栽平面図	1/250以上
4.	割付平面図	1/250以上
5.	構造図・詳細図	1/50以上
6.	求積図	1/250以上
7.	調書	
8.	竣工写真	

※図面縮尺や図書の内容は担当課と協議（他の申請と重複する場合は省略可）

1.位置図・案内図（参考図－1）

事前協議で示した図面を添付してください

2. 施設平面図（参考図－6）

協議・同意申請により施工した出来形図を提出してください

3. 植栽平面図（参考図－7）

協議・同意申請で示した植栽計画の竣工図を作成してください。

4. 割付け平面図（参考図－8）

施設の配置位置、施設間の距離を示した図面を作成してください。

5.構造図・詳細図

協議・同意申請で示した構造の竣工図を作成してください。

6.求積図

公園全体の面積、植栽地面積、建築構造物（トイレ、売店など）面積と公園面積に対する比率を。示してください
面積計算は三斜計算を原則とします。
求積表を図面内に記載することが困難な場合は、
別紙（A 4 版縦）にて提出してください。

7.調 書

市指定の書式に必要事項を記載し提出してください。

8,マイラー原図の作成（A 2 版で作成）

1.位置図・案内図 2 施設平面図 3. 植栽平面図
4. 割付け平面図 5.構造図・詳細図 6.求積図を
A2版のサイズに取りまとめたマイラー原図を作成し提出してください。（1枚に収まらない場合には複数可）

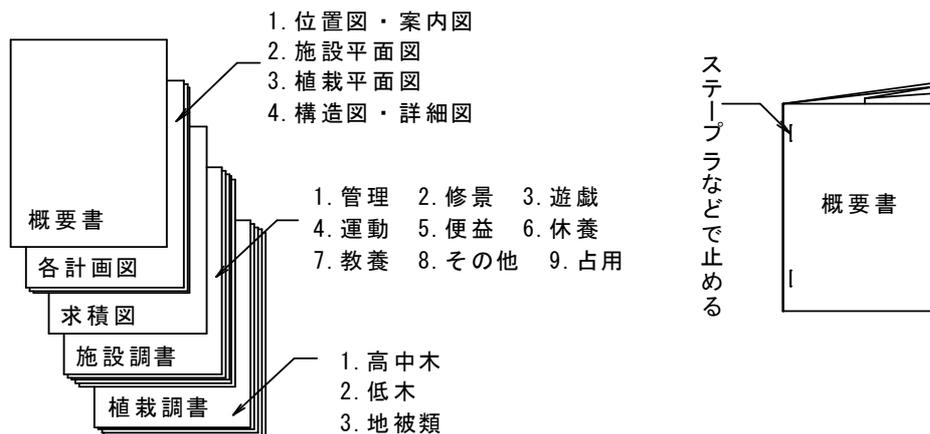
9.竣工写真

公園の全体、施設、植栽などの部位ごとに撮影してください
A 4 サイズ縦に 4 枚程度
デジタル写真を原則とします
撮影箇所を示した図面を添付してください

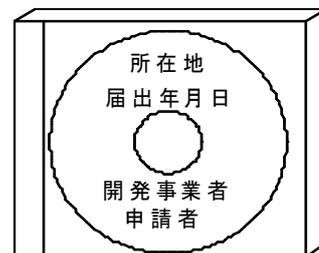
6. 提出方法と部数について（電子データの提出）

- ・移管手続きで提出していただく、図書はA4版 縦を標準とします。図面など、A3版はA4版に折込んでください。
- ・同時に図面データ、調書データをコンパクトディスク（CD）に収め提出してください。
- ・竣工図をマイラー原図（A2版）に取りまとめ提出してください。
- ・竣工図書は、電子データ（図面データはJWW、SFC形式、調書データはエクセル形式）の提出もお願いします。
- ・提出部数は正本1部 副本1部（写し可）とします。

提出図面の綴じ方



コンパクトディスク（CD）



開発業者と申請者が同一事業者の場合は申請者を省略しても良い

概要書及び調書

公園概要書

届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

公園の名称 _____

開発地の概要

所在地 〒 _____

土地所有者 _____

開発の概要 _____

開発地の総面積
m ²

建築物の総面積
m ²

敷地内の植栽面積
m ²

緑被率 植栽面積 ÷ (開発面積 - 建築物の総面積) = %

接道延長
m

接道の緑地延長
m

緑地率 接道部の緑地延長 ÷ 接道延長 = %

公園の概要

公園の面積
m ²

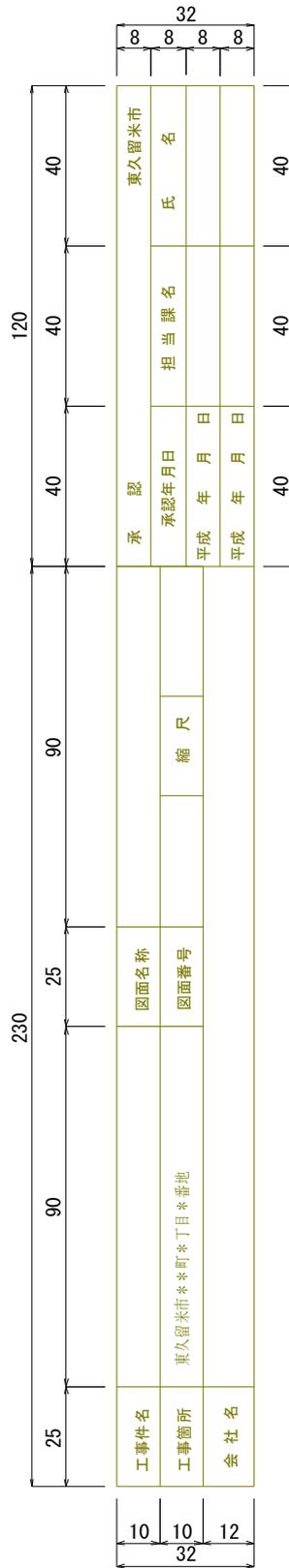
公園の植栽面積
m ²

公園面積の占める割合 _____ ÷ _____ = %

植栽の占める割合 _____ ÷ _____ = %

参 考 图

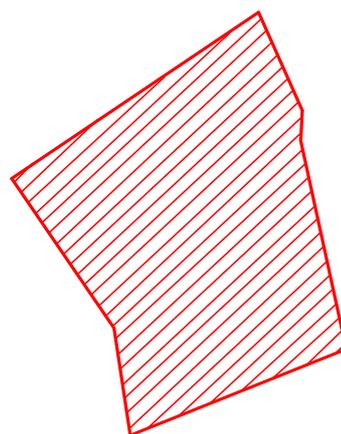
タイトル版



参考図 - 1

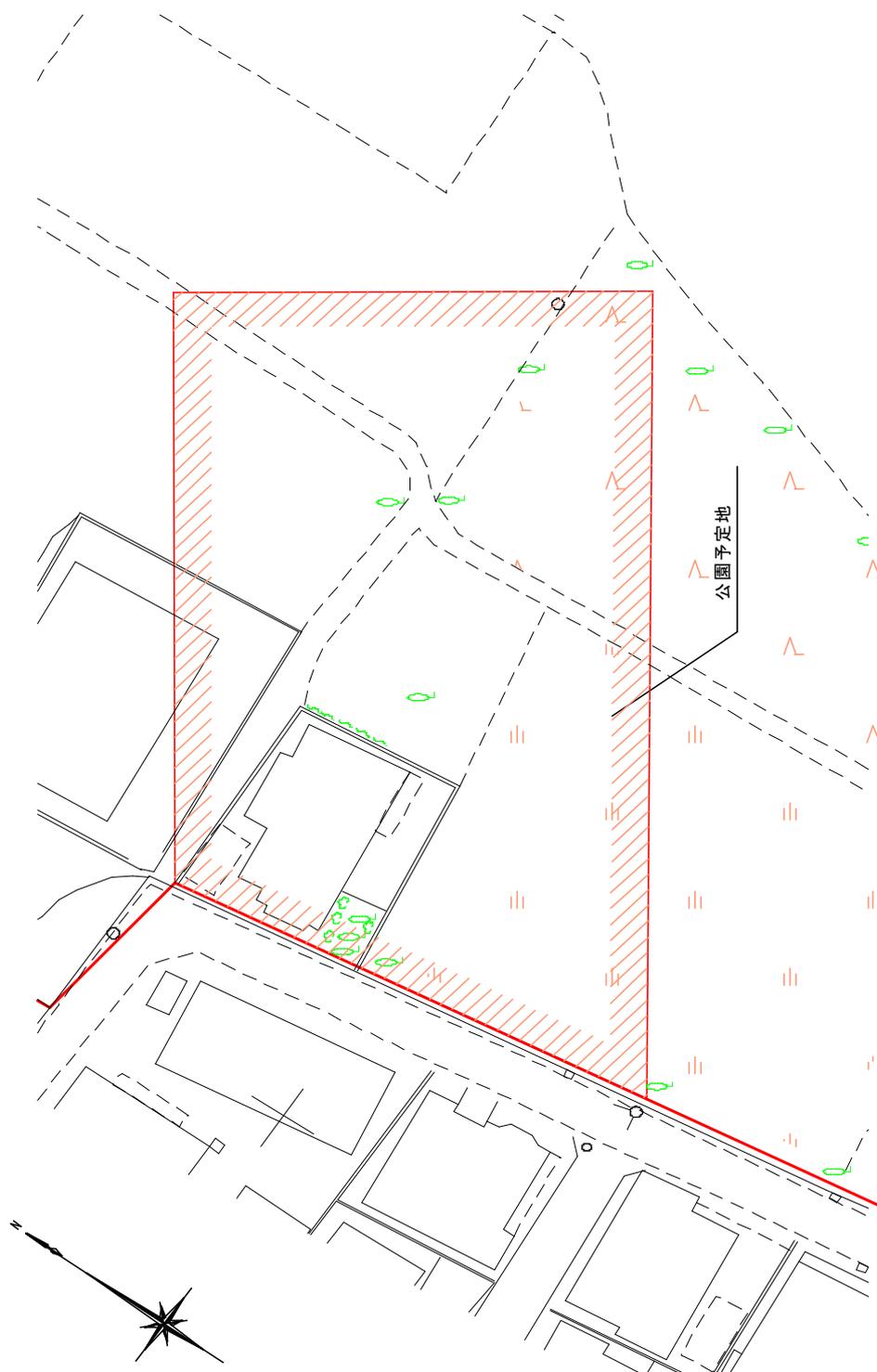
案内図

縮尺 1/3,000

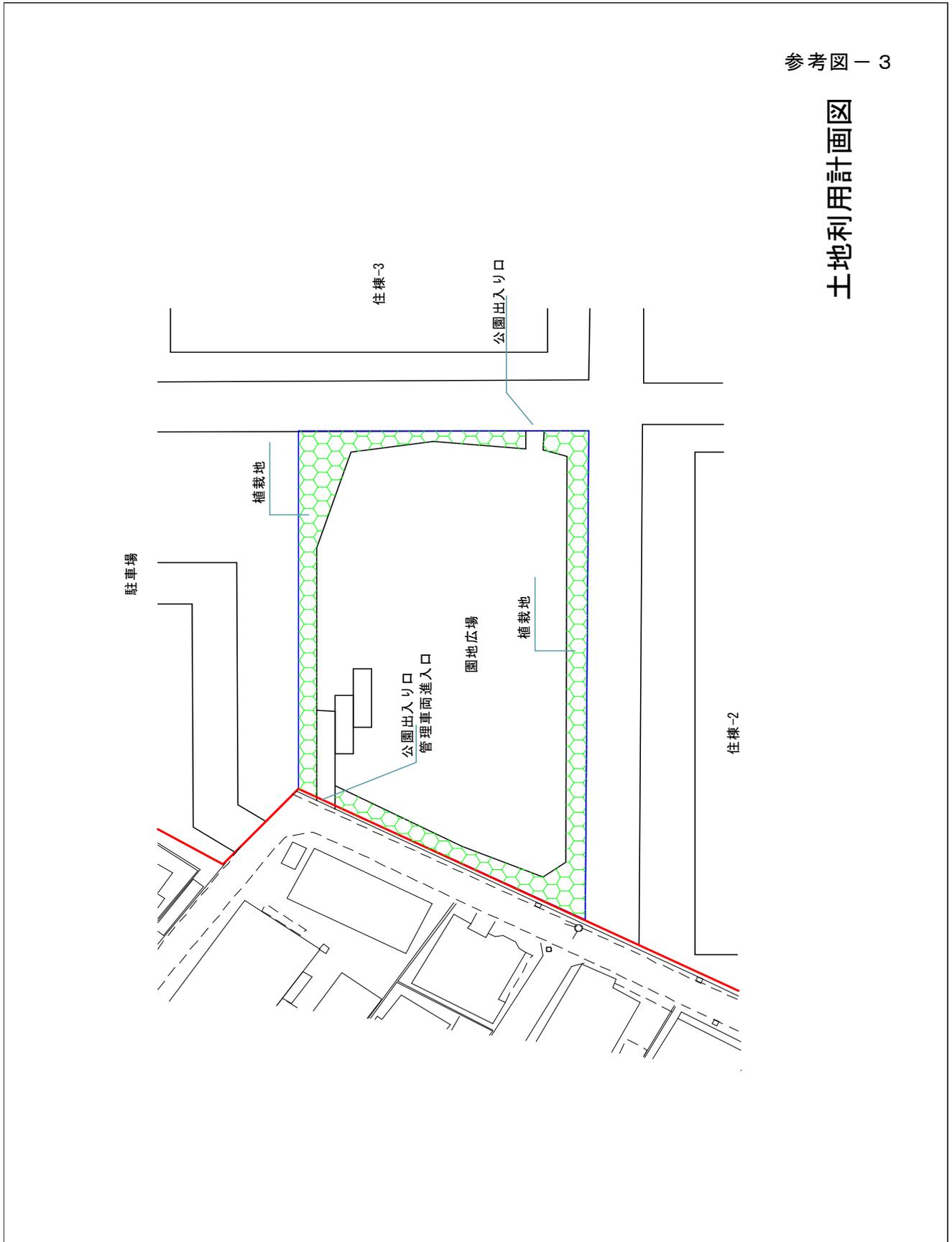


・ 計画場所 東久留米市新川町 1 丁目 1 番地

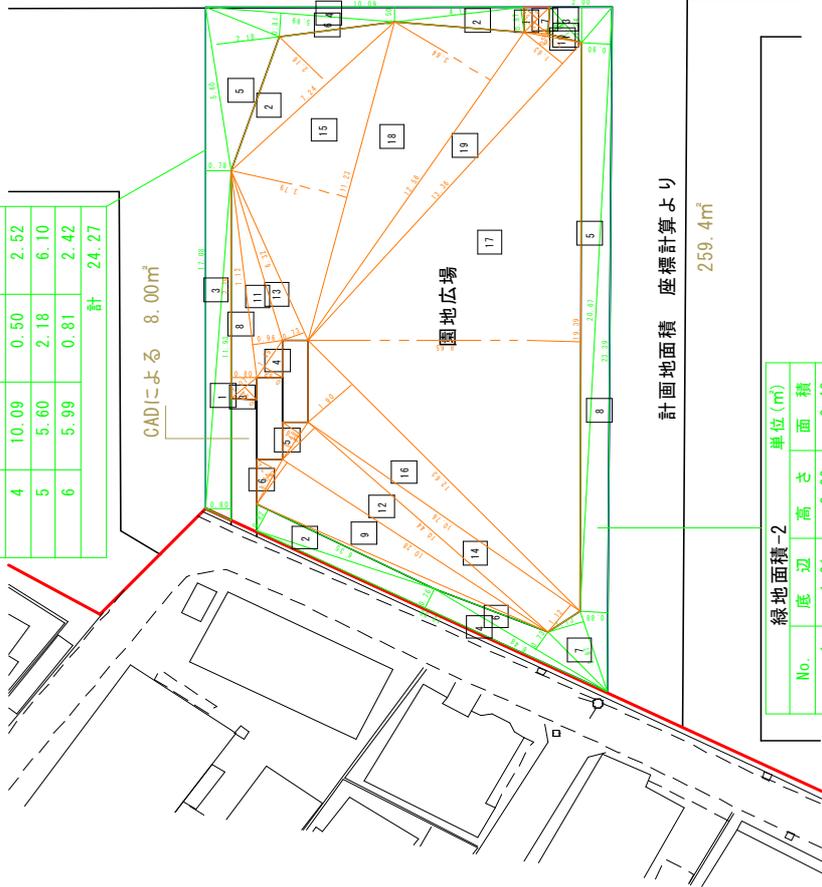
现状图



土地利用計画図



No.	底辺	高さ	面積
1	11.93	0.80	4.77
2	4.15	0.87	1.80
3	17.08	0.78	6.66
4	10.09	0.50	2.52
5	5.60	2.18	6.10
6	5.99	0.81	2.42
計			24.27



No.	底辺	高さ	面積
1	1.19	0.58	0.34
2	7.24	2.16	7.81
3	1.07	0.54	0.28
4	1.49	0.68	0.50
5	1.48	0.67	0.49
6	1.74	0.72	0.62
7	1.19	0.63	0.37
8	7.79	0.80	3.11
9	10.28	1.73	8.89
10	1.86	0.09	0.08
11	7.12	0.96	3.41
12	10.44	1.46	7.62
13	6.32	0.73	2.30
14	10.76	1.12	6.02
15	11.23	3.79	21.28
16	12.63	1.90	11.99
17	19.39	8.65	83.86
18	12.56	3.64	22.85
19	13.36	1.63	10.88
計			192.70

住棟-3

計画地面積 259.4㎡
 園地広場面積 192.7㎡
 通路面積 8.0㎡
 緑地面積 56.86㎡

計画地面積 座標計算より

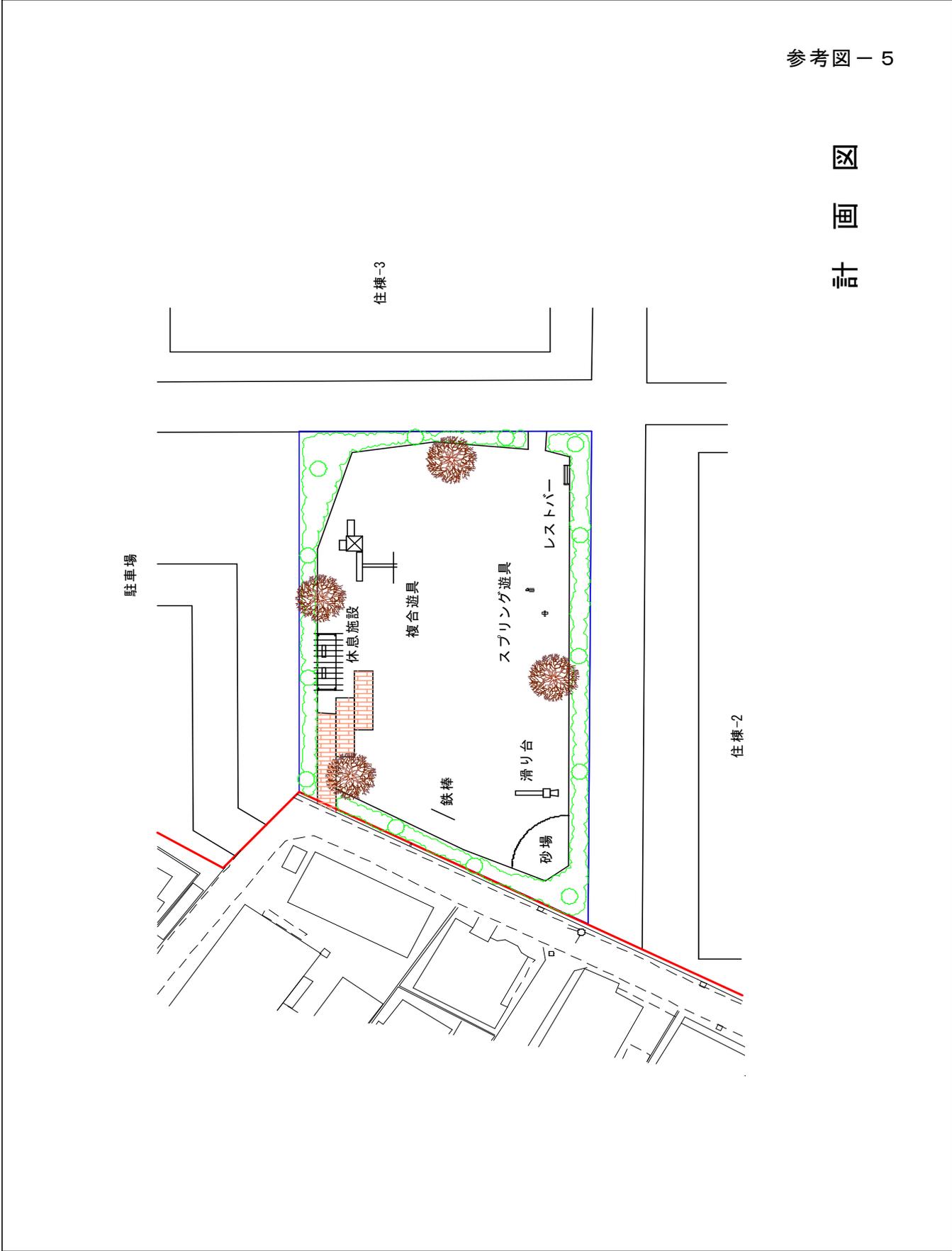
259.4㎡

No.	底辺	高さ	面積
1	1.61	0.60	0.48
2	6.35	0.82	2.60
3	2.00	1.24	1.24
4	12.38	0.76	4.70
5	20.67	0.90	9.30
6	6.48	0.73	2.36
7	2.87	1.13	1.62
8	23.39	0.88	10.29
計			32.59

参考図-4

求積図

計 画 図



施設平面図

